

○宇土市子育て世帯訪問支援事業実施要綱

令和6年4月1日

告示第55号

(趣旨)

第1条 この要綱は、家事、育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅をホームヘルパー等が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事、育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする子育て世帯訪問支援事業(以下「事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 事業の対象者は、宇土市に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する家庭に属する18歳未満の児童、その養育者及び妊婦とする。

- (1) 保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
- (2) ヤングケアラー(障がい又は疾病により援助を必要としている家族等に対して家事その他の家族等の世話を日常的に行っている18歳未満の児童をいう。)がいる家庭、食事、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
- (3) 若年妊婦等、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のいる家庭
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に支援が必要と認める家庭

(事業の内容)

第3条 事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 家事支援
- (2) 育児及び養育支援
- (3) 子育て等に関する不安、悩みの傾聴、相談及び助言。ただし、保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容は除く。
- (4) 母子保健施策及び子育て支援施策等に関する情報提供
- (5) 対象者や児童の状況、養育環境の把握及び市への報告

(事業の委託)

第4条 事業は、前条の支援を適切に実施できると認められる事業者(以下「事業者」という。)に委託して行うものとする。

(利用の申請及び利用の決定等)

第5条 事業を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、宇土市子育て世帯訪問利用申請書兼同意書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、利用の可否の決定を行い、宇土市子育て世帯訪問支援事業利用決定通知書(様式第2号)又は宇土市子育て世帯訪問支援事業申請却下通知書(様式第3号)により利用者に通知するものとする。

3 前項の規定により利用を決定したときは、宇土市子育て世帯訪問支援事業利用依頼書

(様式第4号)により事業者に通知するものとする。

(実態把握及び利用勧奨)

第6条 市長は、養育支援が必要な家庭の実態把握に努め、支援の必要性が高い者へ利用勧奨を行う。

(報告)

第7条 事業者は、市長からの依頼により事業を実施した場合は、宇土市子育て世帯訪問支援事業支援実施確認書(様式第5号)により、事業を実施した月の翌月末までに市長に提出するものとする。

2 事業者は、前項の確認書の提出に併せて、宇土市子育て世帯訪問支援事業支援実施報告書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(利用料)

第8条 事業の利用料は、無料とする。ただし、利用者の求めに応じてホームヘルパー等が利用者のために購入したものに係る費用等は、利用者が負担する。

(個人情報の保護)

第9条 事業に従事する者は、職務上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和8年告示第51号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の宇土市子育て世帯訪問支援事業実施要綱の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の宇土市子育て世帯訪問支援事業実施要綱の様式によるものとみなす。

様式第 1 号（第 5 条関係）

宇土市子育て世帯訪問支援事業利用申請書兼同意書

年 月 日

宇土市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

宇土市子育て世帯訪問支援事業を利用したいので、次のとおり申請します。
なお、当該事業の実施決定に必要な同居家族等の市民税の課税状況及び生活保護の認定状況の確認が行われることに同意します。
また、事業者に対して、支援の提供に必要な私の個人情報が提供されることについて同意します。

利用 者	住所	〒 —			
	氏名		生年月日	電話番号（ ） (歳)	
同 居 世 帯 の 状 況	氏名	続柄	生年月日	勤務先等	
利用する理由					
利用可能 曜日・時間		希望曜日 ☐ 月 ☐ 火 ☐ 水 ☐ 木 ☐ 金 ☐ 土 希望時間帯 ☐ 午前 ・ ☐ 午後 （ ）			
希望する サービス		家事サービス ☐ 食事の準備及び片付け ☐ 衣類の洗濯及び補修 ☐ 居室等掃除及び整理整頓 ☐ 生活必需品の買物 ☐ その他()		育児サービス ☐ 授乳介助 ☐ おむつ交換 ☐ 沐浴介助 ☐ その他()	
希望する期間		年 月 日 ～ 年 月 日			

様式第2号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

宇土市長

宇土市子育て世帯訪問支援事業利用決定通知書

年 月 日付けで申請がありました宇土市子育て世帯訪問支援事業の利用について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

氏名	
住所	
利用予定期間	年 月 日から 年 月 日まで

様式第 3 号 (第 5 条関係)

第 号
年 月 日

様

宇土市長

宇土市子育て世帯訪問支援事業申請却下通知書

年 月 日付けで申請がありました宇土市子育て世帯訪問支援事業の利用については、下記の理由により却下しましたので通知します。

記

却下の理由	
-------	--

様式第 4 号（第 5 条関係）

宇土市子育て世帯訪問支援依頼書

年 月 日

利用 者	住所	〒 電話番号（ ）			
	フリガナ 氏名		生年 月日	（ 歳）	
同居世帯の状況（利用者を除く。）	フリガナ 氏名	利用者との 続柄	生年月日	備考	
	男 女			☐ 高齢 ☐ 疾病 ☐ 就労 ☐ その他（ ）	
	男 女			☐ 高齢 ☐ 疾病 ☐ 就労 ☐ その他（ ）	
	男 女			☐ 高齢 ☐ 疾病 ☐ 就労 ☐ その他（ ）	
	男 女			☐ 高齢 ☐ 疾病 ☐ 就労 ☐ その他（ ）	
	男 女			☐ 高齢 ☐ 疾病 ☐ 就労 ☐ その他（ ）	
該当するものに ☒	☐ 保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭 ☐ ヤングケアラーがいる家庭、食事、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭 ☐ 若年妊婦等、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のいる家庭 ☐ その他市長が特に支援が必要と認める家庭				
希望するサービスに ☒	家事 支援	☐ 食事の準備及び後片付け ☐ 衣類の洗濯 ☐ 居室等の掃除 ☐ 日用品の買い物		育児 支援	☐ 授乳 ☐ 沐浴介助 ☐ 家事育児に関する相談、支援等
ケースの現状及び必要な支援又は支援内容					
利用期間	年 月 日 ～ 年 月 日				
支援回数等	週 回	合計 回	派遣人数（1回当たり）		人
希望する曜日・時間	希望曜日 月 火 水 木 金 土 日 希望時間帯 午前 ・ 午後				

年 月 日

所在地
事業者名
代表者名

宇土市子育て世帯訪問支援事業実施要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

(年 月分)

フリガナ 利用者氏名	
---------------	--

[illegible]

様式第6号（第7条関係）

年 月 日

宇土市長 様

所在地
事業者名
代表者名

宇土市子育て世帯訪問支援事業支援実施報告書

宇土市子育て世帯訪問支援事業実施要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

(年 月分)

フリガナ 利用者氏名	
---------------	--

No	日付	曜日	報告事項

様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第 5 条関係)

様式第 3 号 (第 5 条関係)

様式第 4 号 (第 5 条関係)

様式第 5 号 (第 7 条関係)

様式第 6 号 (第 7 条関係)